

議会議案第7号

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月27日提出

提出者	鎌倉市議会議員	飯	野	眞	毅
同	同	上	長	嶋	竜
同	同	上	渡	辺	隆
同	同	上	岡	田	和
同	同	上	安	川	健
同	同	上	高	橋	浩
					司

(提案理由)

鎌倉市は、不交付団体であるがゆえに国・県によるさまざまな交付金が、補助されない上に、厳しい経済情勢と少子高齢化により年々税収は減少し、さらには年々増大し続ける扶助費により、さまざまに対策をとってきた行財政改革では間に合わず、第三次総合計画後期実施計画において、107億円の財源不足が見込まれる状況となってしまった。

そこで、市長以下、一般職員に至るまで、給与の暫定削減を実施し、少しでも当面の財源不足に寄与すべく行動を起こしたところである。

そうした状況を受け、市議会としても任期の期間中、給与を4%削減する対応をとったものであるが、財源不足の状況は深刻で、さらなる議会費の削減が求められるところでもあり、この際、議会も行財政改革に向かう姿勢をより鮮明に打ち出すべきと考え、現行の条例定数を4名削減することを提案するものである。

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員定数条例（平成14年10月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「28人」を「24人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。